

市民憩いの広場管理運営事業報告

1、まえがき

本報告書は、平成26年10月22日に受託契約した協働事業「市民憩いの広場管理運営」の活動を完了し、結果をまとめたものである。

活動に際し、指導監督してくれた、商工業振興課担当の方に厚くお礼申し上げます。

2、事業活動概要

受託契約に際し、受理した特記事項に基づき以下の事業活動を主として実施した。

- (1) 目的：主に勤労者が余暇を楽しみ、土と親しむことを目的として市内6カ所の「市民憩いの広場」について、現地の巡回指導を実施し、適切な維持管理と栽培指導を行うことで、利用者の利用環境・利用満足度の向上を図るとともに、利用者と市担当所管（商工業振興課）とのコミュニケーションの仲介を行い、より有効に「市民憩いの広場」が活用できることを目的とする。

(2) 事業委託者

- ① 契約：狭山市協働自治推進課
- ② 監理：狭山市商工業振興課（協働事業者）

(3) 事業内容

① 市民憩いの広場の定期巡回・指導

ア、巡回

毎週1回、定期的に巡回し、利用状況を把握する。

イ、指導

利用者からの栽培に関する質疑に応じて、基本的知識や技術を指導する。

ウ、報告

利用状況及び利用者からの質疑、要望等について、報告書により翌月速やかに市に提出する。ただし、緊急事項については、臨時連絡調整を行う。

エ、維持管理

巡回の中で発見した、憩いの広場の利用に支障をきたす箇所の応急対応を行う。

- ・利用区画をするロープや番号札などの簡易な修繕。
- ・長期未利用区画の簡易な除草。

② 集団講習会の開催

利用者を対象に、野菜作りの講習会を1回以上開催する。

ア、講座内容の企画、講師依頼、講座資料の作成

イ、講座の周知、宣伝、チラシなどの作成。

ウ、会場の手配（当日の設営を含む）

③ 報告書の作成

④ その他管理運営業務に伴い必要な事項